

地域包括ケアシステムにおいて歯科医療に求められること

- 平時においても、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、新興感染症の発生時においても、地域包括ケアシステムの中で必要な歯科医療を提供し続けるためには、以下のような取組が必要。

- 地域における歯科医療機関と施設・行政等関係機関との連携
- 医療機関間の連携
- 安心・安全で質の高い歯科医療の推進のためのICTの活用、研修等

かかりつけ歯科医機能評価の充実

○ かかりつけ歯科医機能をより一層推進する観点から、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の見直しや、かかりつけ医との情報共有・連携の評価を行う。

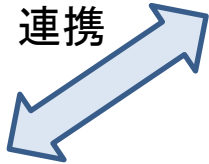
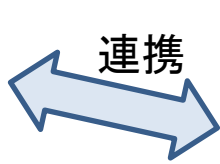
・ う蝕・歯周病の継続管理
の算定実績の明確化



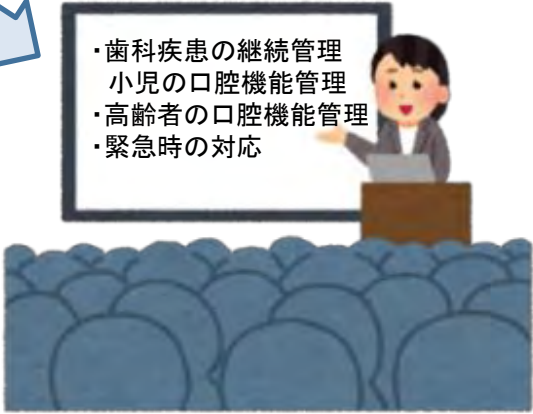
・ 在宅療養支援歯科診療所
との連携を評価



・ 在宅医療、介護に関する
連携等を評価
・ 多職種連携の評価 等



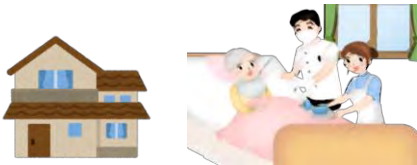
・ 学校歯科医等の実績



・ 研修内容



歯科訪問診療への移行



・ 外来から歯科訪問診療に移行した
場合を評価

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

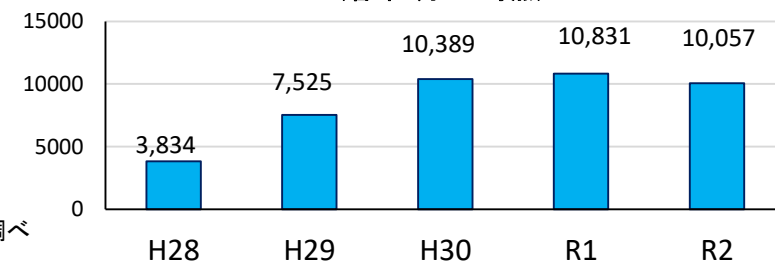
- かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る施設基準については、平成30年度診療報酬改定において、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続的な管理実績を要件として追加する等の見直しを行った。
- 現行の施設基準では、成人・高齢者に対する歯科医療に係る要件が比較的多く設定されている。
- 施設基準の選択要件に「自治体等が実施する事業に協力」があるが、必ずしも明確に示されていない。

＜かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の診療報酬上の評価＞

【施設基準】

(いずれにも該当すること。)	(以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。)
・歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修(口腔機能の管理を含む)、高齢者の心身の特性及び緊急時対応等の適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍していること。	・過去1年間に、居宅療養管理指導の提供実績。
・歯科医師が複数名配置又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置。	・地域ケア会議に年1回以上出席。
・過去1年間に歯周病安定期治療(Ⅰ)又は(Ⅱ)を合計30回以上算定。	・介護認定審査会の委員の経験。
・過去1年間にフッ化物歯面塗布処置又は歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算を合計10回以上算定。	・在宅医療に関するサービス担当者会議、病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議等に年1回以上出席。
・クラウン・ブリッジ維持管理料を算定する旨を届出。	・過去1年間に、栄養サポートチーム等連携加算1又は2の算定実績。
・歯科点数表の初診料注1に規定する施設基準を届出。	・在宅医療・介護等に関する研修を受講。
・過去1年間に歯科訪問診療1若しくは2の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1若しくは2に依頼した歯科訪問診療の回数が合計5回以上であること。	・過去1年間に、退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定実績。
・過去1年間に診療情報提供料又は診療情報連携共有料を合計5回以上算定している実績があること。	・認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講。
・別の保険医療機関との事前の連携体制の確保されていること。	・自治体等が実施する事業に協力。
・迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定し、文書により提供。	・学校歯科医等に就任。
・歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保。	・歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算の算定実績。
・患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき十分な装置・器具等(AED、酸素供給装置等)を有していること。	

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の届出医療機関数
(各年7月1日時点)



出典：医療課調べ

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に関連する診療報酬の項目の算定状況

○ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に関連する診療報酬の項目の算定状況は以下の通り

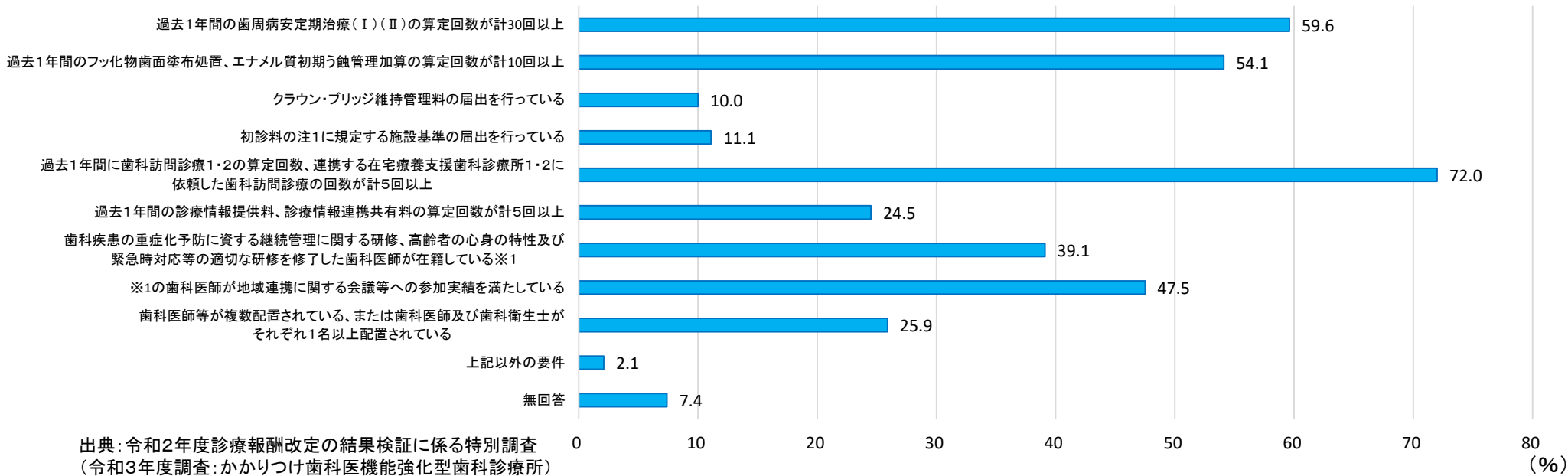
算定回数

	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			その他			
	点数	令和元年度	令和2年度	点数	令和元年度	令和2年度	
歯科疾患管理料 エナメル質初期う蝕管理加算	260点	402,961	401,724	—	—	—	
歯科疾患管理料 長期管理加算	120点	—	1,474,660	100点	—	2,374,644	
歯科訪問診療料 歯科訪問診療補助加算	同一建物居住者以外の場合	115点	133,695 ※	106,156 ※	90点	15,550	13,487
	同一建物居住者の場合	50点	478,174 ※	323,937 ※	30点	57,465	50,714
歯科訪問診療料 歯科訪問診療移行加算	150点	4,597	4,143	100点	2,708	2,558	
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	75点	765	500	—	—	—	
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	75点	12	10	—	—	—	
歯周病安定期治療(Ⅱ)	10歯未満	380点	36,708	—	—	—	
	10歯以上20歯未満	550点	96,585				
	20歯以上	830点	361,166				

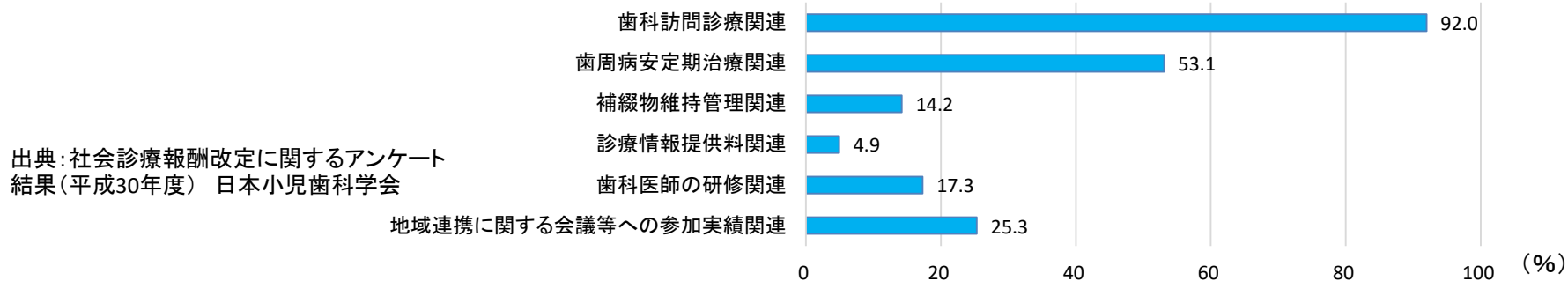
「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準について現時点で不足している要件

- かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る施設基準の届出を行っていない歯科診療所における、現時点で不足している施設基準の要件としては「過去1年間に 歯科訪問診療1・2の算定回数、連携する在宅療養支援歯科診療所1・2に依頼した歯科訪問診療の回数が計5回以上」が72.0%で最も多くみられた。
- 日本小児歯科学会の会員アンケートによると、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る施設基準の届出を行っていない歯科診療所においては、満たしていない施設基準の要件は、「歯科訪問診療関連」(92.0%)、「歯周病安定期治療関連」(53.1%)等であった。

「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の施設基準について、現時点で不足している要件 (n=379: 複数回答)

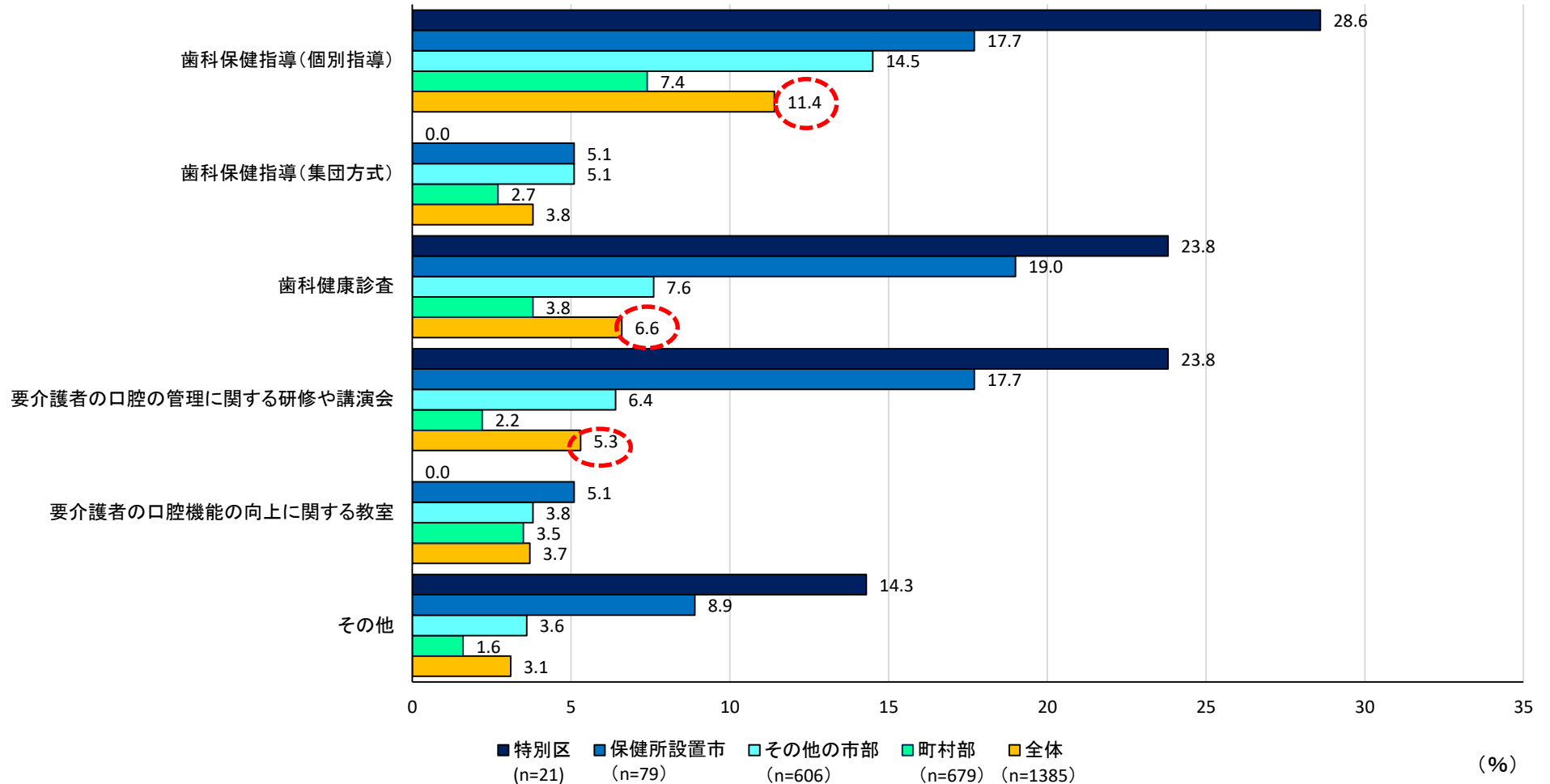


申請できない施設基準の要件 (n=162: 複数回答)



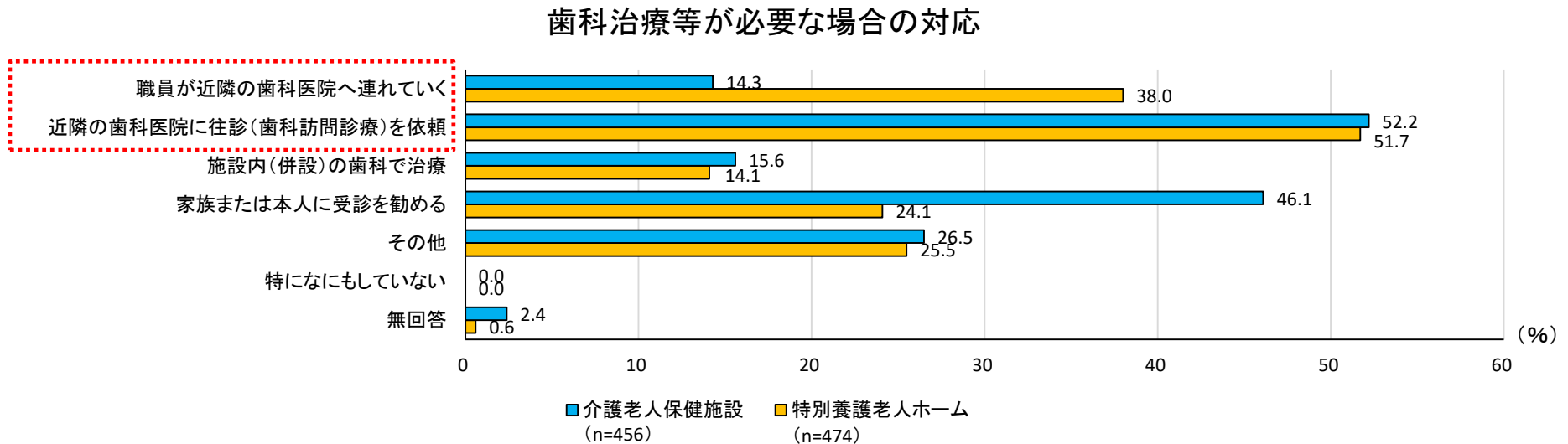
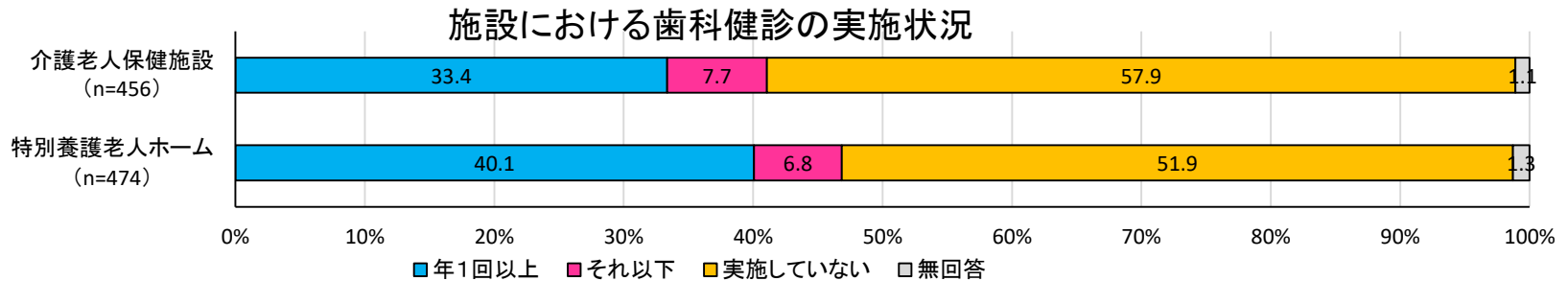
市区町村における要介護者に対する歯科関連事業

○ 市区町村全体としての要介護者に対する取組をみると、「歯科保健指導(個別指導)」、「歯科健康診査」、「要介護者の口腔の管理に関する研修や講演会」がそれぞれ、約11%、約7%、約5%程度となっている



介護老人保健施設等における歯科疾患に対する取組

- 歯科健診の実施について、「年1回以上実施している」と答えた割合は、特別養護老人ホームでは40.1%で、介護老人保健施設では、33.4%であった。
- 入所者の歯科治療等が必要な場合の対応についてみると、いずれの施設においても「近隣の歯科医院に往診(歯科訪問診療)を依頼」が最も多いが、約5割にとどまっている。

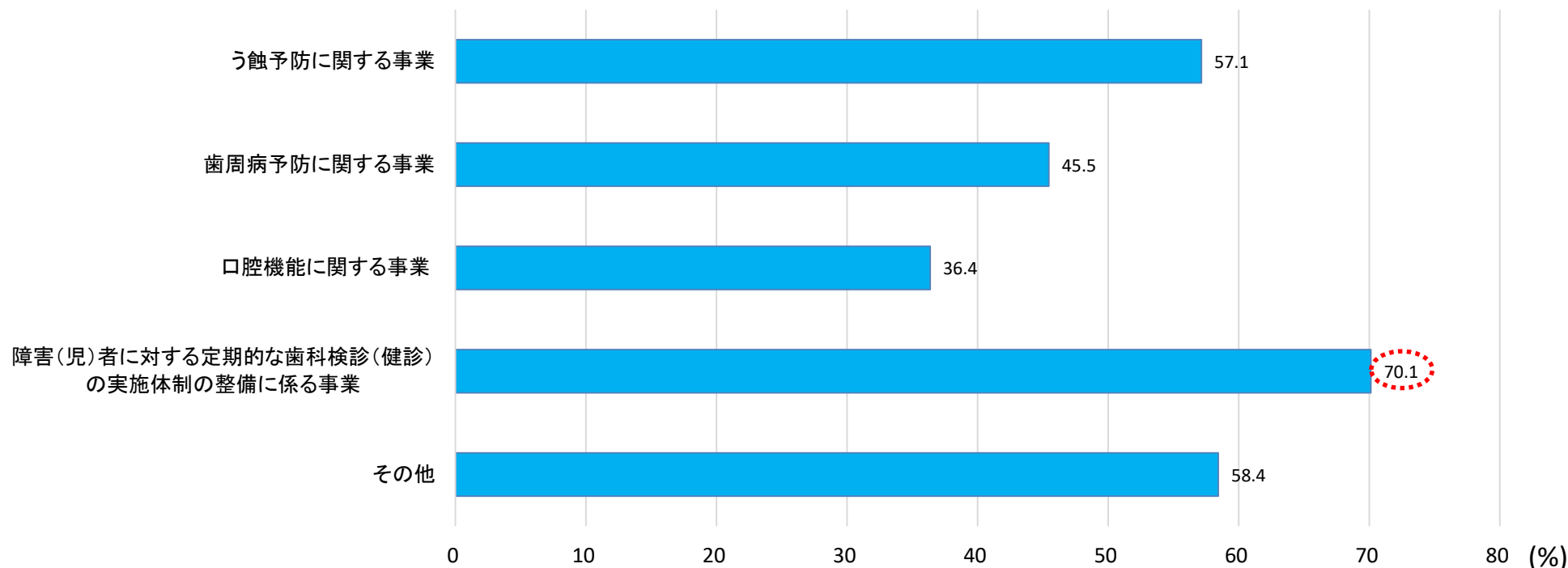


障害者に関する歯科保健施策

- 障害(児)者に関する歯科保健施策の推進に取り組んでいると回答した自治体のうち、う蝕予防に関する事業を行っている自治体が57.1%、歯周病予防に関する事業を行っている自治体が45.5%、口腔機能に関する事業を行っている自治体が36.4%であった。
- 障害(児)者に対する定期的な歯科検診(健診)の実施体制の整備に係る事業については、70.1%と最も多くの自治体で実施されていた。

障害(児)者に関する歯科保健施策の内容

n=77(複数回答あり)



出典: 令和2年度厚生労働科学「障害者等への歯科保健医療サービスの提供状況の把握及びその提供体制構築のための調査研究」